

公益財団法人京都市文化観光資源保護財団

令和 2 年度 事業計画

はじめに

当財団は、1969 年（昭和 44 年）12 月 1 日、全国に先駆けて、財界、文化人など民間の各界有志の賛同によって設立され、国民的資産ともいうべき京都の歴史的文化遺産や伝統行事・芸能などの保護・継承に努めてきた。

これまで、有形文化財などの修繕助成・調査研究活動や四大大行事をはじめとする無形民俗文化財の保存継承など「文化財の保護活動」を進めるとともに、日本人が築き上げてきた文化を体感してもらう文化財の特別公開事業などの「普及啓発事業」を行ってきた。とりわけこれまで力を注いできた文化観光資源保護への助成事業では、延べ約 3 4 億円に及ぶ助成金の交付を行ってきたところである。

京都市内には国、京都府、京都市の指定を受け、公的な支援を受けている文化財が数多く存するが、一方、公的な支援の対象となっていないが、地域文化観光資源として貴重な文化財、伝統行事・芸能が継承されており、当財団においては、こういった市民生活に溶け込んだ文化に着目し、保護継承に力を注いでいる。

現在、自然災害による文化財などの損害、少子高齢化による後継者不足など文化観光資源の保護・継承が難しくなる状況であるが、こういう状況であるからこそ、地域文化の資源の保護・継承に寄与していく財団でありたいと願っている。

令和 2 年度にむけて

- ① 公益目的事業である「文化観光資源保護事業」「普及啓発事業」にあっては、諸事業の充実につとめながら引き続き安定した実施につとめることとする。
- ② 「会員事業」では、文化財特別鑑賞事業や活動情報の発信など好評を得ている既存事業を充実させていくことで、京都の文化観光資源保護に対する理解を深めてもらえるようつとめていく。

- ③ 「法人運営」においては、公益法人としてこれまでどおり情報公開や運営の透明性を高め、適正な業務執行につとめることとする。

以上の認識を踏まえ、令和2年度の事業計画は以下の通りとする。

I 公益目的事業1（文化観光資源保護事業）

1 助成事業

京都市域にあって、文化観光資源保護事業を行う所有者・管理者や伝統行事・芸能保存執行団体の財政負担の軽減を図るため、令和2年度も下記の募集要項にもとづき、申請のあった保護事業について選定のうえ助成を行う。

（1）文化財所有者、管理者などの行う文化観光資源保護事業に対する助成

文化財の所有者、管理者などが行う文化財や観光資源である建造物、美術工芸品の修理及び庭園、史跡、天然記念物の保全の各保護事業に対して助成し、その保護を図る。

（2）伝統行事、伝統芸能の保存及び執行に対する助成

伝統行事、伝統芸能を保存伝承する保存団体が記録作成、後継者の養成、衣装・用具、収蔵施設の修理新調を行う各保存事業並びに執行・公開事業に対して助成し、その保存、伝承を図る。

（3）文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備に対する助成

寺院、神社等の環境保全、文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備を行う事業に対して助成し、自然環境の保全を図る。

（4）文化観光資源施設の整備に対する助成

文化財所有者や管理者などが行う文化財や観光資源を災害から守る防災施設の設置・改修、収蔵施設等の設置・整備を行う各事業に対して助成し、文化観光資源を保護するための施設の整備を図る。

令和 2 年度 募集要項

① 募集事業

助成対象	対象事業	助成率
文化財所有者、管理者等の行う文化観光資源保護事業に対する助成	・ 建造物の修理事業 ・ 美術工芸品（絵画、仏像、神像）の修理事業 ・ 庭園、史跡、天然記念物の保全事業	事業費の 3 分の 1 以内（上限額有り）
伝統行事、芸能の保存及び執行に対する助成	・ 伝統行事、伝統芸能の保存（記録の作成、後継者の養成、衣装・用具、収蔵施設の修理、新調のいずれか）事業 ・ 伝統行事、伝統芸能の執行・公開事業	事業費の 3 分の 1 以内（上限額有り）
文化観光資源をとりまく自然環境の保全及びその整備に対する助成	・ 文化観光資源をとりまく自然環境並びに歴史的環境の保全事業	事業費の 3 分の 1 以内（上限額有り）
文化観光資源施設の整備に対する助成	・ 文化観光資源の保存・管理に伴う整備（防災施設、収蔵施設整備）事業	事業費の 3 分の 1 以内（上限額有り）

② 助成対象

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）において実施される保護事業のうち「文化観光資源保護事業助成金交付対象選定基準」に該当する事業。

③ 申請事前相談日 4 月 1 日～30 日

④ 申請手続きスケジュール

○ 申請書（電子申請）提出締切日 5 月 31 日

○ 実地調査 6 月～8 月

○ 助成対象の選定

専門委員会（11 月開催予定）で選定し、申請者に内定通知を行う。

○ 保護事業報告書の提出 令和 3 年 3 月 31 日まで

○ 事業報告書を確認の上、助成金の各交付額を決定し、交付を行う。

○ 助成金の交付 令和 3 年 3 月下旬～4 月

2 文化観光資源に関する調査研究及び情報の収集及び提供

(1) 助成申請保護事業の実態調査及び専門委員会による助成対象の選定

令和2年度の助成事業において、申請のあった保護事業の実地調査及び資料収集、写真記録により調査報告書を作成する。併せて、当報告書をもとに文化観光資源保護事業選定資料を作成し、専門委員会に審議・選定を諮る。

また、内容をデータ化し、記録保存及び今後の保護継承のための資料として供する。

(2) 京都の文化観光資源の調査研究、資料の収集・提供

京都市域にあって主に国・京都府・京都市の文化財指定を受けていない文化観光資源等について、実地調査、写真記録、資料収集等を行い内容のデータ化につとめ、京都の文化観光資源の把握と保存・保護を講じていくうえでの基礎資料とする。

(3) 京都の文化財保護関係機関等との協議

- ① 文化財保護関係機関で構成する文化財保護連絡協議会、文化財防災対策連絡会等の協議会に参加し、京都の文化財や観光資源の保護に関する情報の収集、提供、実態把握につとめ、効果的な取り組みについて各機関と定期的に協議し、連携する。
- ② 四大行事（葵祭、祇園祭、京都五山送り火、時代祭）の各協賛会並びに総合打ち合わせ会議等に加わり、行事の円滑な執行に協力する。

II 公益目的事業2（文化観光資源保護普及啓発事業）

京都の文化観光資源保護の普及にあたり、愛護思想の高揚と知識の普及向上を図り、文化観光資源保護への協力と支援を呼びかけるため下記の普及啓発事業を行う。

また、各実施事業を通じて新規会員の呼びかけや募金活動につとめる。

(1) 文化観光資源の公開・公演事業等の実施

京都の文化財や観光資源、伝統行事・芸能の愛護思想の普及向上と保存継承を図るため、文化財所有者・管理者の協力のもと市民をはじめ広

く一般を対象にした文化財特別鑑賞事業や京都の代表的な郷土芸能を
実演と講演で詳しく紹介する公演事業を開催する。

(2) ウェブサイトによる情報発信事業

ウェブサイトにおいて、活動の情報公開や京都の文化観光資源の紹介、
「会報」に掲載する有識者による京都の文化財に関する執筆、普及啓発
事業等を発信する。また、内容の充実と更新の頻度を上げて利用者の拡
大につとめ、京都の文化観光資源保護への理解と協力を広く呼びかけて
いく。

(3) 伝統行事・芸能功労者表彰事業

京都の伝統行事・芸能の保存と継承に長年にわたり貢献されてきた功
労者を、「伝統行事・芸能功労者表彰要綱」にもとづき選考し、京都市と
の共催のもとに京都市長、理事長の連名で表彰する。当表彰制度を通じ
て、京都市域の伝統行事・芸能の保存伝承の普及啓発を図る。

(4) 文化観光資源に関する事業の共催・後援・協力

文化観光資源の所有者、管理者及び保存団体等から依頼のあった文化
観光資源保護を目的とした各種事業を共催及び後援、協力し支援する。

(5) 市民文化財愛護団体によるボランティア協力の推進

市民文化財愛護団体「京都の文化財を守る会」等と連携し、実施事業
へのボランティア協力を推進する。

(6) 報道機関による啓発活動の積極的推進

各報道機関に対し、実施事業の広報発表を行うとともに、財団活動の
普及啓発を積極的に行う。

III 会員事業

寄附協力者である会員に対して、会報の送付や会員事業を、下記のと
おり企画し実施する。

(1) 機関誌「会報」の発行

京都の文化財や観光資源に関する有識者からの寄稿や事業活動等を
掲載し、活動への支援協力を呼びかけるため機関誌「会報」を年3回

各 1,500 部作成し、全会員及び関係機関、文化財所有者・管理者、保存団体等に無料配布する。

(2) 会員事業の実施及び刊行物等の配布

「三大祭（葵祭・祇園祭前祭山鉾巡行・時代祭）」の観覧招待、文化財特別鑑賞事業の実施案内、「文化財グッズ」、「三大祭など絵はがき」の進呈を引続き実施する。また、既存事業の内容の充実や新規事業の企画実施につとめる。

(3) ウェブサイトによる発信

当財団ウェブサイトにおいて開設している会員専用サイトに会員事業の紹介や会員からの通信、情報交換等を掲載し、会員との連携につとめる。

(4) 新規会員・寄附金募集並びに特別寄附金高額寄附協力者の顕彰

現会員の維持や新規法人・個人会員の拡充及び寄附金募集のため、活動紹介パンフレットの配布や普及啓発事業において積極的な呼びかけを行う。また、特別寄附金高額寄附者に対して文化観光資源保護協力者として、「文化観光資源保護協力者感謝状贈呈要綱」にもとづいて理事長名で感謝状を授与する。

IV 法人運営

(1) 企業の社会貢献寄附、支援の受け入れ

信託銀行が行う寄附税制優遇措置が設けられた「特定寄附信託」や企業の社会貢献への取り組みとして行われる寄附金の申し出、事業活動への支援協力の受け入れに引き続きつとめる。

(2) 法人運営

① コンプライアンスの取組み

公益財団法人として、公益法人制度関係法並びに定款、諸規定に沿った適正な法人運営、業務執行につとめる。

② 事務局体制の強化

業務執行の効率化と事務局要員の適正な体制を引き続き検討する。